

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	加圧防排煙設備に係る技術上の基準	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号：03-5253-7523 e-mail: karakawa@soumu.go.jp
評価実施時期	平成21年5月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 従前の排煙設備に代えて加圧防排煙設備の設置を可能とするため、消防隊の安全性を十分確保しつつ、加圧防排煙設備に係る求められる性能・構造を新たに定める。</p> <p>【内容】 加圧防排煙設備について、技術上の基準を整備するために、省令及び告示を制定する。</p> <p>【必要性】 規制改革推進のための3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)においては「加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討する」とされており、性能規定化が要請されている。 また、一定面積ごとに防煙区画を設けることとされている現行の排煙設備の設置基準は、一部の建築物においては、設計上の制約ともなっていたほか、設備等設置維持計画について総務大臣の認定を受け消防法(昭和23年第186号)第17条第3項に規定する特殊消防用設備等として、近年加圧防排煙設備を設置する例が見られており、一定の知見の蓄積がみられているため、性能規定として加圧防排煙設備に係る設置維持に関する技術上の基準を定める必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令第29条の4第1項
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	特になし	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	<p>【遵守便益】 排煙設備の設置者は、従来の排煙設備においては、一定面積ごとにたれ壁等によって区画された防煙区画を設けることとされていたが、加圧防排煙設備を設ける場合には防煙区画の面積の制限がないため、たれ壁等の設置が不要となることから、自由なレイアウトが可能となる。</p>	
	<p>【行政便益】 特になし。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、排煙設備の設置者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、設置者にとっては、たれ壁等による防煙区画を設ける必要がなく、自由なレイアウトを行うことができるという点で、メリットがあると考えられること、従来の排煙設備と消火活動支援性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	「消防活動支援性能のあり方検討会」(委員長:関沢愛東京大大学院教授) 報告書	
レビューを行う時期又は条件	今後、加圧防排煙設備の運用状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。	
備考		